教育関係部課長会議 会議録

１　日　時　令和６年７月４日（木）午後１時３０分から午後２時４０分

２　会　場　愛知県自治センター　大会議室

３　当番市　あま市

４　出席者　県・・・教育委員会総務課 課長補佐 宮田直幸 始め８名
市・・・名古屋市教育委員会事務局総務部企画経理課 課長補佐 林祐樹
始め３７名
市長会事務局・・・行政係長 成瀬博幸　財政係長 武本恵

５　内　容

①　開　会

市長会事務局 武本恵

②　あいさつ

教育委員会総務課 課長補佐 宮田直幸

③　議　題

【議題１】小中学校の屋内運動場の空調設備について（一宮市提出）

●一宮市＜趣旨説明＞

当市におきましては、小中学校の屋内運動場の空調設備がまだ導入できておりません。災害が発生した場合、小中学校の屋内運動場は避難所となります。今後屋内運動場へ空調設備を導入することになった場合、どのような空調設備が導入できるか研究しているところでございます。一宮市では小中学校が 61 校ございまして、全校導入しようとしますと、かなりの予算がかかると予想されておりますので、どのような設備を導入すべきか、また、どのような補助金の活用が考えられるかなどの情報を、今集めて研究しているところでございます。そこですでに導入されている、これから導入する予定のある各市の状況をご教授いただきたいと思います。

●議長＜取りまとめ説明＞

各市の回答の状況を見させていただきますと、導入済みまたは導入中は 13 市あります。

●一宮市

蒲郡市さんに１つ目の質問としてお願いしたいのが、屋内運動場に空調をすでに導入されていますが、運動施設を主たる目的として導入をされていますか、それとも避難所としてでしょうか。

→蒲郡市
導入中ということですが、まだ物はなくて今設計をしているということですけど、二つありまして、避難所として設置するものが今まさに実施設計をする段階です。それが、この事前の回答でちょっとわかりにくいですが、17 校分あります。蒲郡市は校舎の建て替えをする地区が 2 つありまして、それが 3 校分ありますが、それに関しては、避難所用ということではなくて、屋内運動場用ということで計画をしています。それぞれが、避難所用はガス、学校施設用は電気という予定をしています。
●一宮市
２つ目の質問ですが、ＥＨＰに非常用電源の接続はされるということでしょうか。
→蒲郡市
ＥＨＰの方は、非常用には接続されていないです。
●一宮市
３つ目の質問ですが、ＧＨＰはすべて都市ガス用でしょうか。それともＬＰガスでしょうか。混在でしょうか。
→蒲郡市
非常用ですので、ＬＰという選択をしています。ついでに申し上げますと、電気の方も結局ライフラインの復旧などを考えると、数日で電気も復旧できる見込みがあることと、ガスの方もＬＰですので使えば空になるので何日もつかという問題もありますけど、そういったことを含めて、どちらの選択でも実際は何とかなるだろうなという考えを持っています。
●一宮市
最後の質問ですが、リース契約の場合でもその設計業務も含めて委託をされていますか。
→蒲郡市
設計に関しましては、環境系の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金というものを活用しまして、それに関しまして基本設計は対象外になります。それは市の単費で出していまして、今取り組んでいる申請しようと思っている実施設計の今準備段階ですが、そこから補助対象になっていきます。両方とも委託を出してやっていきます。
●一宮市
清須市さんにお聞きしたいと思いますが、ＧＨＰの燃料はＬＰガスだと思われますが、備蓄タンク、バルクの大きさの容量を教えていただけますか。
→清須市
備蓄タンク、バルクの大きさは 980 ㎏になっております。
●一宮市
２つ目の質問ですが、この工事費を挙げていただいていますが、こちらにはバルクの基礎工事は含まれていますか。
→清須市
すべて工事費の中に含まれております。

●一宮市
　最後の質問ですが、この工事費のうち補助金は幾らか教えていただけますか。
→清須市
　3 億 9,122 万 6,500 円になります。
●愛知県
　愛知県では、熱中症対策としまして、特別支援学校の体育館に空調設備を昨年度から３年計画で導入を進めております。また高校の体育館・武道場につきましては、今年度から４年間の計画で空調設備を整備しております。市町村におかれましては、小中学校の体育館の空調設備整備には、学校施設環境改善交付金の活用の検討をよろしくお願いします。

【議題２】教員の兼職・兼業について（安城市提出）
●安城市＜趣旨説明＞
　本市では、他市も同じかもしれませんが、県や三河の財団法人での教材の執筆であるとか、或いは部活の地域移行に関わってスポーツとか音楽の指導者として指導を行うものに、兼職・兼業を今まで認めてきております。しかし、近年、営利団体のスポーツクラブの指導者としてやらしてくれないかという申請が来ました。これを法的根拠としていろいろ考えていきますと、もともと副業を禁止している地方公務員法第 38 条があるわけですが、その一方で、地方公務員特例法第 17 条には一言で言うならば市教委が認めればよいというものがあります。そこで、こちらとしてもどうしていったらいいのかだろうかということで大分悩んでおります。県教委の方に確認をさせていただいたところ、時間外勤務が 45 時間以内になることに線を引くべきだというご指導をいただきました。あとは市教委の判断であるというご指導でありました。さらにスクールロイヤーに相談をしてみたところ、次の３点を大事だと言われたことがあります。それは社会的な意義、公平性・公益性、清廉潔白であるという３点です。なるほどと思う面もありますが、言うなれば基準というものが明確でないという言い方もできると思います。とらえ方によっては非常に厳しくもできるし緩くもできるとなると、教育委員会のさじ加減になってしまうところがあり、非常に困惑をしています。そこで、各市町におかれて、兼職・兼業のラインがもしあるのであれば教えていただきたいということです。また、近隣市でこの市町はこうですよというように、市ごとに大きな差があるということはやはりこちら側としても難しいため、ある程度同一歩調で進めていくべきではないかとも考えているところです。今まで申し上げた通り、皆様方の市町のところで判断基準がありましたら、ご教授をいただきたいということで今回出させていただきました。
●議長＜取りまとめ説明＞
　各市の回答を見させていただきますと、本務に支障がないことを挙げている市が多いようです。
●安城市
　豊橋市さんの回答の四つ目の黒ボチに、報酬等に関して社会通念上許容できる範囲であることと書いてありますが、ここで言う社会通念上許容できる範囲というのは、もし何か

基準等ありましたらご教授いただきたいと思います。
→豊橋市
　こちらの社会通念上許容できる範囲ということで豊橋市が今想定をしているのは、一番わかりやすいのは報酬講演料等ですが、市のイベント等で講師をしていただいたり講演をしていただいたりする際に謝礼を支払いする基準を設けておりまして、その基準の額に照らして余りにもかけ離れていないかどうかというものを、社会通念上許容できる範囲ということで定めております。例えば、研修等で講師を呼ぶ場合の謝礼基準を豊橋市では定めておりまして、その中で例えば大学教授は１時間当たり１万円程度が相当だとか、一般の地方公務員の方を呼ばれる場合には５千円から１万円の間が適当だというようなルールを豊橋市では独自で定めておりますので、そちらと照らして実際教員が勤務する際の報酬額等が適当かどうかを判断しております。
●安城市
　北名古屋市さんの営利企業等の従事許可に関するチェックシートは具体的にどのようなものでしょうか。
→北名古屋市
　安城市さんの求める回答になるかどうかわかりませんが、市の方で一般的に使っているものを教育委員会に置き換えて、学校の校長先生などが判断するように落とし込んだシートになっておりまして、安城市さんほど差し迫った申請はないのですが、例えば時間の短い先生がそういう申請を出されたときには、当然しっかりした活動だということは前提の上、時間数を主に見て学校で働く時間とそれ以外の時間でどれぐらい週で活動するかが主な審査項目のシートになっております。
●安城市
　時間でやるということは勤務時間、時間外在校がわかるというような感じでしょうか。
→北名古屋市
　先ほど時間外の時間がありましたが、まだそこまでの申請は出ていなくて、週で 38 時間 45 分を１つの基準で設けていますので、本当の本務教員さんが出てくる場合はよくある講師とかそういったものですが、それ以外で北名古屋市においてはスポーツ団体で本務教員の方が申請をするという事案がまだなかったので、このシートで今のところはいけている状況ですが、先のことを考えて先ほどから話題になっている部活動の地域移行の関係で、少しそういったことも考えていかなくてはいけないかなと今検討している状況でございます。
●愛知県
　教職員課の方でもこういったお問い合わせをいただいたり議論になっているところでありますが、まず、市町村における兼職・兼業についてはやはり市町村が責任を持って定めるというところは変わらないところであります。一応県の方としましては、県立学校の兼職・兼業については教職員課の県立学校グループの方で審査をするなどしております。もし、教職員課の小中学校グループの方に問われれば、基本的には教職員課としての基準ですので県に倣ってお話をさせていただくことになるかなと考えております。その中で特に

こちらが今心配しているところは、やはりこちらの想定として部活動の指導員の兼職・兼業となったときに、基本的には勤務時間外、週休日等の活動を想定していますが、夏休みなどにもし日中にそういった活動が行われて、例えばクラブチームの大会が木曜日のお昼にありますとなったときに、それは認めるのか認めないのかという勤務時間内の重なりがあった場合にどうしていくかということはやはり線引きをしっかりしておかなければいけないのではないかと。法務関係のグループに相談をしたところ、勤務時間内であれば当然教員としての給料は支払われている。そこに重ねて、報酬を得るというのは二重取りになるのではというようなご意見もいただいております。そういったところをどう認めていくのか、それともうすっかり線引きをして時間外は認めるけれども勤務の重なりが出てしまうのであればそちらは無報酬でやるというような、何か線引きができるのか、そういったところも含めてスポーツクラブ等の団体と市教委の方で、なにが丸で何がペケなのか、申請してきたものについてここまでは認めるけれども、ここからは認めないよということも示しておくことが大事かなと思います。あとは教職員課としましては働き方改革を今年ロードマップというのを今作っておりまして、その中で 45 時間越えをゼロにしていくというかなり思い切った目標を立てていく、つくっていくわけですが、そうしたときに先ほど言ったように勤務時間内に活動があって、例えば朝の９時から３時ぐらいまで大会の引率に行きました。学校に１回戻ってきて午後の３時から夕方６時まで自分で仕事しました。勤務時間１時間オーバーしましたというのはそれはまた困るわけでして、勤務時間内で活動することを兼職・兼業の業務によって時間外にはみ出してそれは残業ですよというようなとらえになってしまうのはやはりこれはおかしいのではないかという考えでおります。どこかの市町村にも書いてありましたが、やはり学校でいわゆる本務での時間外については月 45 時間を超えない。兼職・兼業と合わせては 80 時間超えないという数字の線引きも申請者にきちんと伝えた上で進めていくことが大切だと考えております。

【議題３】医療的ケア児の受け入れ状況と学校の対応について（安城市提出）

●安城市＜趣旨説明＞

本市では、今、医療的ケアを必要とする子供たちを８名受け入れしております。まさに障害の程度はまちまちで、全介助の一瞬も見逃すことはできないようなお子さんも中にはおられます。そういうお子さんからインスリン注射を打てばよいというようなお子さんまで様々であります。正直申しまして今一番悩んでいるのが、例えばＩ型糖尿のように医療的な行為が必要な時間が物理的にとても短いというお子さんがおられます。痰の吸引をずっとやるようなお子さんもおられますので、そういう子にはずっと看護師がついているわけですが、昼の時間帯に少しの時間だけ何とか対応すればよいというお子さんも中におられて、今本市では偶然にもスクールアシスタントさんで看護師免許のある方がおられるので、その方に兼務してもらってそのアシスタントさんにその時間帯だけ医療行為をしてもらうということで対応しておるわけですが、実は次年度Ｉ型糖尿病の方の入学が決まっておりまして、非常に物理的に短い時間の看護医療行為が必要なお子さんに対してなかなか看護師さんがつかまらないというか任用できないということがあります。他市ではどのよ

うな状況でやっておられるのか、どのように確保しておられるのかということをご教授いただきたいと思い質問をさせていただきました。
●議長＜取りまとめ説明＞
　各市の回答を見させていただきますと、32 市が受け入れありとなっております。
●安城市
　本市は看護師と介助員は別に任用しておるわけですが、名古屋市さんは看護介助員という方がおられるということであります。この方はどのような方なのか、看護師さんと違うのか、そのあたりを教えていただければと思います。
→名古屋市
　名古屋市では看護介助員と表現使わせていただいていますが、資格要件としては看護師の免許ということで実質的に看護師さんをつけております。ただ職務内容としまして医療的ケアのみならず学校生活における全般的な介助を行うということで両面やっていただくという形をとらせていただいておりますので、このような名称の役職という形でやらせていただいております。
●安城市
　日進市さんは、1 日 90 分以内の訪問看護で足りる場合は子育て支援課で対応になっております。これは訪問看護でやっていくという意味だと思うのですが、この場合誰が主管課になっているか、誰がイニシアチブをとっておられるのか、どのように調整しておられるのか教えていただければと思います。
→日進市
　日進市の方受け入れありということで⑴の回答をしておりますが、小中学校では受け入れ体制というか制度はあるのですが、実際には受け入れている実績はないと伺っております。そこで学校の場合まずどこで受け付けをするかと言いますと、市の方で任期付の職員で特別支援教育指導員という職員がおりまして、その方に事前の相談を受ける形になりまして、その方と個別の対応方針を検討していただくということで、その中で 90 分以内かつ定時の対応で足りるという判断がされた場合には、子育て支援課による訪問看護事業の方の利用を促していくというような流れになると伺っております。
●安城市
　この訪問看護の方というのはどこかの医療機関の方ということでよいでしょうか。
→日進市
　私は直接の担当課でないものですから具体的にどういうところでということはお答えできませんので申し訳ありません。
●安城市
　実際Ⅰ型糖尿病の方のようにわずかな時間でという対応の方に関しては、この訪問看護というものが 1 つキーワードになるかと自分は思っていて、そういう必要なところにくるくると回っていただくようなシステムができるといいなと思っていますので、もし他市でこういうことやっておられるようなところがありましたらご教授いただけるとありがたいです。

→みよし市
　本市においても私あまり詳しくなくて大変恐縮ですが、医療的ケアの児童生徒さん受けておりまして、訪問看護の事業でそれぞれ事業所の方それぞれのお子さんの常日頃関わっておられる事業所の方に来ていただいているというように、私は今確かそうではなかったかなと認識しておりますので、また詳細等につきましては、安城市さんの方によろしければまたご連絡をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
●愛知県
　回答を見させていただきました。またそれ以外にも今ご発言いただいたところでお話を聞かせていただきました。県としましては医療の進歩によって、医療的ケアの内容の複雑化、多様化、高度化が進んでいると認識をしております。従って看護師の確保、適正配置、看護師の知識や技能の向上が課題と考えております。今後も引き続き市町村教育委員会から医療的ケアに関する要請があった場合は、情報提供、助言を行って参ります。

【議題４】学校現場の教材づくりにおける著作物の取り扱いについて（安城市提出）
●安城市＜趣旨説明＞
　本市でも教員全体にいえるかもしれませんが、著作物の扱いについて非常に甘いというかゆるい。学校で使うものであれば基本許されるというようなそういう認識が全体的にあるというところがあります。ただ、それを甘くみているのは今後もいけないということで、今意識を高めていかなければと考えているところであります。本市においてもネット上のデータ活用に関してはサートラスの方にお金を支払って使えるようになっております。が、それでもまだもともと紙媒体であるものであるだとか、例えば、もともとある教材をそのままコピーして印刷してしまうだとか、そんなケースがいまだに散見されます。ついこの間も話題になったのが、例えば吹奏楽部の子達が楽譜を使う。業者から購入をするのは、そんな幾つも購入せずに１つ購入して、それをトランペット用、トロンボーン用といって何枚も印刷をしてコピーして使っているということがあります。例えば合唱コンクールでは合唱曲の楽譜を増し刷りして普通にやっていました。私も現場にいたときはやっていたなと思います。この辺の今特に厳しくなってきている中で、学校現場の教材だから今まで許されていたという甘く自分もとらえていた面もあったわけですが、この著作物の取り扱いについてご教授をいただければということであります。
●議長＜取りまとめ説明＞
　各市の回答を見させていただきますと、サートラスに加入している市が半数を超えているようです。
●安城市
　豊田市さんが、３つ目の黒ボチのところでスクールロイヤーから出されている著作物に関わる内容の文書というものがあります。具体的にどのようなものなのかということを教えていただければと思います。

→豊田市
　豊田市ではスクールロイヤーから年４回程度、学校法務ニュースレターという様々な事案について法の立場、法の観点から取り扱いについての示唆をいただける資料を発行していただいております。この著作権については、令和５年１月に出されたニュースレターに掲載されており、リード文に、本号では学校現場において著作物が利用できる、またはできない場合の根拠となる著作権法の規定について、典型的な具体例を交えながら解説しますと謳ってあり、様々な具体事例も法の立場からまとめていただいて、注意点や取り扱い、法的知識など具体的なものを示していただきました。学校現場はこれを見ることができますので、各学校の中で活用して学んでいます。特に校長は、学校法務ニュースレターが発行されることを前提に学習も深めておりますので、今安城市さんが言われたような著作権についても、皆かなり気をつけるようになってきたということです。回答に記載したのは、その学校法務ニュースレターのことです。
●安城市
　新城市さんの、教材に関する資料をクラウド上に掲載してそれを市内教職員のみが閲覧できるということで大変素晴らしいなと思っております。安城市もそれをシステム化できるように今進めておりますが、これを使用する上での条件とか何かそういうものはあるのでしょうか。
→新城市
　ご質問ありました利用上の条件ですが、著作権の取り扱いにつきましては明確な規定や条件というものは市では設けてはおりません。文化庁の方で出されております学校における教育活動と著作権という資料が示されていますが、これに基づいて著作物の利用のルールとしておりまして、これを全学校で共有して行っているという状況です。ちなみに本市ではｉＰａｄを利用して授業で使う教材とかワークシートなどが主ですが、自作で作ったものをｉクラウド上に保存しまして、共有を設定したグループ内での共有を図っているというそういう使い方をしておりますので、全教職員が見ることができるというような状況ではございません。
●愛知県
　これまでも出典を明らかにしていれば大丈夫だとか子供のためだから授業で使うから大丈夫だという感覚は一部の教員が持っていたかもしれません。これまでも駄目ですが、そういった慣例習慣がもうすでに間違っていたかもしれないという疑いの心、疑いの目を持つことが大事かなと考えます。やはり法に照らして考えていかないと拡大解釈をして都合よく解釈して正しいと思って信じてやっていたのに実は違っていたということは、起きることもあるので、お互い気をつけ、確認し相談したり調べたり問い合わせたりするという習慣が大事かなと思っています。先ほどロイヤーを活用してとの話もありました。管理職は全部法について明らかでないといけないかというとそれもかなり難しいので、相談、連絡、確認することが大事だと思います。ＩＣＴの活用に合わせていろんな話が出てくるようになりました。先ほども加入が多くあるとサートラスの話もありました。確認しますと、94.1％の市町がサートラスに加入されているようです。ただ、このサートラスに入ってい

れば絶対ＯＫというものでもないので、よく確認して著作物については扱っていくという姿勢が大事だと思っております。

【議題５】児童・生徒を教職員等によるわいせつ行為から守るための第三者相談窓口について（犬山市提出）

●犬山市＜趣旨説明＞

令和５年度に当市の中学校におきまして教職員が生徒に対してわいせつ行為を行ったという事案が発生いたしました。こういった事案を受けて保護者の方からの声としても市教委もしくは学校、また市が準備する相談窓口ではないところへ第三者の相談窓口が必要、欲しいというようなお声があって、それを受けて市議会の方からも議題に書かせていただいている通り、子どもや親が気兼ねなく相談や通報できる第三者機関の設置を検討されたいという申し入れを受けている状況です。事案の重大さによってある種市教委に対する信頼感が薄くなってしまった結果であろうと推察をしているところです。その後議会の方でも一般質問という形で、東京都の教育委員会が設置しております第三者相談窓口というのが、弁護士を配置して相談を受けているというようなことがご紹介されたなどという経緯がございまして、そこで各市の皆様に第三者機関というような形での相談窓口を設置していらっしゃるかどうかをお尋ねさせていただいたという次第です。

●議長＜取りまとめ説明＞

各市の回答を見させていただきますと、設置ありは３市となっております。

●稲沢市

勉強不足でちょっと回答を間違えて書いてしまったので訂正をさせていただきたいのですが、２ページ上から３つ目ですが、設置ありと書いてありますが、まずなしに変えていただき、⑵のところの内容につきましては、その右側の欄にスライドしていただけるとありがたいです。

●犬山市

刈谷市さんの方で設置ありとご回答いただいております。ここでは刈谷市子ども相談センターとして教員ＯＢ、幼児教育経験者、臨床心理士ということで相談員の方を設置されていらっしゃるということですが、相談の体制、日にちを決めて特定の日にちに特定の時間に相談を例えば予約制で受けていらっしゃるのかといった相談体制について教えていただければと思います。

→刈谷市

今の質問で設置ありとなっていますが、この理解の仕方が間違っているかもしれません。（後日、第三者窓口でないことを確認）ただ相談センターで相談を受けるということがありまして、曜日の指定とかそういったところを予約を受け付けた上でやっていると聞いております。申し訳ありませんが直接の担当ではないものですから、この程度の答えしかできませんのでよろしくお願いします。

●議長

私あま市ですが設置ありと回答しましたので補足させていただきます。もともと新型コ

ロナウイルス感染症の相談や自殺対策の相談窓口として設置したわけですが、当市の各種相談窓口として公認心理士や看護師等が 24 時間年中無休で対応するフリーダイヤル、あま安心ダイヤルというものを設置しまして、市公式ウェブサイト等で周知を図っております。この経緯としましては先ほど申し上げたように感染症の相談や自殺対策の相談窓口として他部署で契約していたものを、市の総合相談窓口として現在運用されておりますので、他部署についてもどんどん周知、広報してくようにということで書かせていただきました。

●愛知県

この件も今本課で話題になっているところがありましていくつかお話をさせてください。まず、県としていろいろとご紹介をさせていただいている窓口の中には、愛知県総合教育センターの教育相談の窓口、それから教育スポーツ振興財団の教育相談の窓口、こういったところも紹介をいろいろさせていただいている中で、これまでスクールセクハラとか教員からのわいせつというような言葉で表示はされていなかったので、ひょっとしてそういったことは受け付けてもらえないのかなということで相談が少なかったかもしれませんけれども、それぞれに確認をしましたところ、そういったスクールセクハラ、或いは教員からのわいせつについても相談は受け付けますというお返事をいただいております。ホームページ上の文言の表記については今後どうしていくかということは検討になりますけども、そういった相談は受け付けているというお返事はいただいておりますのでまずお知らせをさせていただきます。それから、第三者という言葉ですが、これも本課で話題になっているというそういった程度のことで聞いていただければと思いますが、第三者というのは誰をもって第三者というのか、例えば教員のＯＢの方が話を聞いたらそれは第三者なのか、教員のＯＢだから第三者じゃないのか、弁護士であればそれは第三者なのか第三者じゃないのか、その辺の線引きというのは難しいけれども、相談者の身になってみれば心理的に第三者として受けとめていただけるかどうかということは非常に大事かなと考えます。そうしますと例えば教職員課から出ているスクールセクハラのリーフレットには、学校の窓口は〇〇先生ですとか〇〇スクールカウンセラーですと記載をする。それから、こういったところも窓口がありますよというものを、中学生高校生全員に全家庭に配布できるようにということで周知をしている中で、学校の先生は第三者じゃないのか、直接ですので第三者じゃないのかと思うのですが、そこでしっかりとまず学校で受けとめていただけるだけの体制が本当に整備されているのかがまず１つ。それから、チラシ、リーフレットを教職員課から配りますが、それを中高生に配っただけで終わっていないか、配った上でこういうことはよくないのだよ、君たちこういうふうにされたらそれは被害なのだよという指導というのか勉強というのか、そういった時間をきちんと取った上で、子どもたちが私たちは体をべたべたさわられたらこれはペケなのだなということを理解して毎日学校生活を送れる指導がなされているのか、ただ配っただけで終わっていては子どもたちもさわられたときにこれは私が悪いのかなと感じてしまうのであれば、あなたたちがこうされたことはよくないことだよ、それはもう駄目と言っていいのだよという指導が学校現場でどれほどされているのだろう、もう少し言えば、保護者の方々にそのチラシを配っていますよ、きちんと配りましたよ、特に中高生はセクハラという言葉で恥ずかしくておうちの人に見

せない子がもしいたとしたら、保護者はこのリーフレットの存在をきちんと知っているのか、例えばＰＴＡ総会だとか授業参観等の折にこういったものを配布して、学校としては一切認めませんと校長は保護者に言い切っているのか、それもしないまま、さわられた子が１人で苦しんで第三者を求めているとしたら、やはり土台の部分はしっかりと気づいておいていただいた上で、それでもなお第三者を求める声に対して第三者窓口を設置していくことが大切かなということを、それはあくまでも教職員課の中の意見交換の場のという程度で聞いていただきたい。そういった子どもたちや保護者にきちんと学校現場は、市はこういう体制で私の市はスクールセクハラは一切認めませんと宣言ができているか、校長が私の学校ではこんなことは一切認めませんとやれているのかということも併せて考えていただけるといいかなと思っております。そういう中で第三者と呼ばれる教員のＯＢの方も含めて、きちんと子供たちの声をまずは受けとめていただけるというそういった窓口が幾つもあること、それこそ弁護士のような専門の方も含めて幾つもあることが、子供たちを救うことに繋がるかなとそんなふうには考えております。

【議題６】中学校の部活動の地域移行について（稲沢市、みよし市提出）

●稲沢市＜趣旨説明＞

休日の部活動指導の地域移行に向けて、稲沢市では昨年度から検討委員会を立ち上げて様々な働きかけをしてきましたが、様々な団体との連携が進まず受け皿となる団体や指導者の確保について見通しが立っていない状態です。また、市の財政状況も大変厳しく指導者への報酬等の財源も大きな課題となっています。円滑な地域移行に向けて各市の進捗状況を教えていただくとともに国や県に依頼したいこと、それから地域移行でもし仮に特化した人員配置をしているのであれば、その状況等についてご教授いただきたく議題として提案させていただきました。

●みよし市＜趣旨説明＞

本市におきましても令和５年度から地域移行に向けて活動しておりまして、現在はみよしクラブという組織を立ち上げまして市の方が直営の形で実施しておるところでございます。ただやはり指導員などを見つけることがなかなか難しいということもございまして、その辺りは担当のところが苦しい思いをしているところでございます。昨年度に引き続いてではございますが、議会からもなかなかこの辺のところについては興味を持たれているところもございますので、ぜひ皆様方の進捗状況につきましてお聞きしたいと思いまして議題として提案いたしました。

●議長＜取りまとめ説明＞

各市の回答を見させていただきますと、導入またはモデル事業を実施している市もあるようです。

●稲沢市

岩倉市さんに教えていただきたいと思いますが、地域の受け皿づくりが大変難しいのではないかと思いますが、そのような中でどのように受け皿づくりをしているのか、資料６－１にロードマップの内容が載っていますが、その内容をもう少し詳しく教えていただき

たいと思います。
→岩倉市
　岩倉市の場合は市内に中学校が２校ございまして、現在部活動サポーターが２校合わせて 28 人。部活動指導員は２校合同の部活動ということでサッカーと柔道になりますが、それぞれに１人配置をしておりまして、部活動指導員の身分としては会計年度任用職員としております。部活動の地域連携・地域移行につきましては、令和５年度に部活動検討懇談会を立ち上げて議論を進めてきているところです。アンケートを実施したり地域団体と意見交換をしている状況で、現在のところ最終的な形といったところはまだ模索中なところでして、これまでのところの感触としては教職員の負担を軽減するために緩やかに地域移行を目指すものの、現状として地域のスポーツや文化の団体に任せてしまうのはなかなか厳しいのかなといったところで、当面は地域との連携を目指すといった形で考えているところです。
●稲沢市
　もう 1 つ教えていただきたいのですが、それを進めていくときに特化した人員配置がなくてもやっていけるものなのかどうなのかということを教えていただければありがたいです。
→岩倉市
　やはり特化した人員配置がないと厳しいのではないかなといったところも、今課題として考えているところでございます。
●みよし市
　いただいた内容につきましてまた担当の方から個別に何かあればご連絡をさせていただくということでお願いをしたいと思います。
●愛知県
　あいちの学び推進課は、文化部活動の地域移行・地域連携業務に携わっております。今年度 12 市町、58 校、73 部活に地域移行等の実証事業に参加をいただいております。この地域移行・地域連携の業務では全市町の職員の方たちを対象として、意見交換会という形で協議会をもたせていただいております。すでに１回目は５月に行いましたが、第２回目は 10 月に行う予定にしております。この中で先行してすでに実証事業に取り組んでみえたり、実証事業ではないのですが独自で取り組んでみえる市町村の課題や、成功事例を共有しながら、この地域移行・地域連携について進めていけたらと思っております。
　また、今年度５月には人材バンクを県として立ち上げさせていただいております。６月 30 日時点の登録者数は 434 人でマッチングの件数が 130 件、採用に至った件数は８件ということで、各市町の方で求めている人材が見つかっていないというような状況も見えております。県内には、多くの体育系や音楽・芸術系の大学がございますので、そういった大学や企業の方に人材登録について連携をしていただけるように県としても働きかけております。ぜひ市の方でこういった指導者を求めているという情報を人材バンクに登録をいただけたらと思っております。今現在６市町村からは登録されている状況でございますので、求人情報、できるだけ多くのこんな人材が欲しいという情報を、サポートできる県民の方々

が確認できるよう人材バンクをぜひ活用をしていただけたらと思っております。
　保健体育課から、地域移行、先ほどの補足ということになりますが、まず人材バンクの方は先ほど申し上げた通りでありますが、実際採用の方は増えています。まだやはり手を挙げていただいている市町村さんが少ないものですから、その中でも結構マッチングがあって採用というところに至っておりますので、そこもぜひ登録いただければと思います。あと部局についてのお話もありましたが、実はこれまで意見交換を行った際にでも協議会に参加していただけるところが、市教委の教育委員会であるもしくはスポーツであったり文化であったり部局の方が来ていらっしゃるということで、それぞれやはり様々、自治体によって実情とか方向性が変わってきたりとかいうことありますので、そこのところの横の繋がりをやれるように協議会というものを進めていきたいと思います。ですから市町村さんについても、教育委員会学校関係と部局関係、そこの繋がりがしっかりできているとうまくいきやすいのかなというふうに見ております。例えば、ある市町村ですとやはり既存のクラブチームであったりとか、そういう芸術団体、そういうものを活用して地域の中で示していって、保護者であったり生徒さんに選んでいただくというものとなると既存の場所を使えばいいので、そういうところから少しずつ増やしていくのかなという手も聞いております。

【議題７】その他
●議長
　せっかくの機会ですので、会全体を通して何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いします。
→特になし

④　次年度当番市の決定　長久手市

⑤　閉　会　市長会事務局 武本恵